令和　　年　　月　　日

原動機付自転車改造申告書

１、車名・型式・車体番号・登録番号

　車　　名　　　　　　　　　　　　　型　　式

　車体番号　　　　　　　　　　　　　標識番号

２、改造内容・理由

３、排気量の変更

　変更前排気量　　　　　ｃｃ　→　変更後排気量　　　　　ｃｃ

※変更後排気量計算式（改造に使用した製品・メーカー等がわかる書類添付でも可）

内径　　　　ｍｍ×行程　　　　ｍｍ

　計算式（　　　　ｍｍ×　　　　ｍｍ×３．１４×　　　　ｍｍ＝　　　　ｃｃ）

　総排気量　　　　　ｃｃ

４、改造者

住　　　　　所

氏名（業者名）

電　話　番　号

只見町長　様

　上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

　なお、改造に伴う事柄については、当該車両により発生した一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

届出者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

（原動機付自転車改造申告書裏面）

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

改造申請に必要な書類

１. 専門業者に頼んだ場合

・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書

・ 業者の作成した改造証明書

（記載内容は、「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの。）

・ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（車両種別が変更になる場合）

２. 自分で改造した場合

・ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書

・ 原動機付自転車改造申告書

・ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（車両種別が変更になる場合）

３．注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について只見町が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第４４８条に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人様の責任で行ってください。

地方税法第４４８条

（略）申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

問い合せ先 只見町役場町民生活課税務係 ＴＥＬ ０２４１－８２－５１１０